

事務連絡  
令和3年6月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課  
各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県・指定都市認定こども園主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
教職課程を置く各国公私立大学担当課  
各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布  
について」の一部訂正について

先般発出した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」(令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知)の「別添③ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」の記載において、附則第六条のうち国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第十一項の表に次のように加える改正規定中「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)」とあるのは、正しくは「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)」でしたので、訂正します。なお、本法は6月4日付けの官報には正しく掲載されています。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県におかれては域内の市区町村(指定都市を除く。)及び所轄の学校法人等に対して、各国公立大学におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
TEL: 03-5253-4111 (内線 4407)